

市が発注する土木工事等における現場管理費率の改定について

現場管理費率に含まれる法定福利費については、これまで国土交通省に準じて設定してきたところであり、今般、国土交通省において、本来、事業者が負担すべき法定福利費の事業主負担分を予定価格に適切に反映できるように現場管理費率を改正したことを踏まえ、本市においても、現場管理費率を改正しました。

1 対象案件

本市が発注する土木工事等（ただし、建築・設備工事は除く）

2 現場管理費率の見直しについて

平成 24 年度版国土交通省土木工事積算基準に準拠

3 適用日

平成 24 年 6 月 1 日以降に作成した設計書から適用
（単価適用日が H240601 以降の設計書が対象）

4 お問い合わせ先

担当 都市計画課 設計技術管理室

TEL : 076-220-2353 FAX : 076-222-5119

E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp